

東京都市計画地区計画の決定 西新井公園周辺地区地区計画 〔足立区決定〕 【総括図】

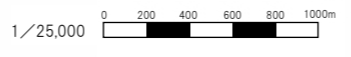
 決定箇所

● 地域地区の境界線との関係
 ● 地域地区の境界線との関係
 ● 地域地区の境界線との関係

地区計画等の区域	
 	地区計画区域
 	防犯街区整備地区計画区域
 	沿道地区計画区域
 	新たな防火規制区域 (防火規制区域の整備計画による)
 	高度利用地区

色別	用途地域地区	記号	制限	高さ	容積率	用途
第一種低層住居専用地域	200-1	50	第一種	準防火	0.4	1.25
	200-2	50	第一種	準防火	0.4	1.25
	200-3	50	第一種	準防火	0.4	1.25
第一種中高層住居専用地域	200-1	50	第一種	準防火	0.4	1.25
	200-2	50	第一種	準防火	0.4	1.25
	200-3	50	第一種	準防火	0.4	1.25
第二種中高層住居専用地域	200-1	50	第二種	準防火	0.4	1.25
	200-2	50	第二種	準防火	0.4	1.25
	200-3	50	第二種	準防火	0.4	1.25
第一種住居地域	300-1	50	第一種	準防火	0.4	1.25
	300-2	50	第一種	準防火	0.4	1.25
	300-3	50	第一種	準防火	0.4	1.25
第二種住居地域	300-1	50	第二種	準防火	0.4	1.25
	300-2	50	第二種	準防火	0.4	1.25
	300-3	50	第二種	準防火	0.4	1.25
近隣商業地域	400-1	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	400-2	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	400-3	50	第一種	準防火	0.6	1.5
商業地域	500-1	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	500-2	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	500-3	50	第一種	準防火	0.6	1.5

色別	用途地域地区	記号	制限	高さ	容積率	用途
準工業地域	200-1	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	200-2	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	200-3	50	第一種	準防火	0.6	1.5
工業地域	300-1	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	300-2	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	300-3	50	第一種	準防火	0.6	1.5
工業専用地域	400-1	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	400-2	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	400-3	50	第一種	準防火	0.6	1.5
商業化調整区域	500-1	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	500-2	50	第一種	準防火	0.6	1.5
	500-3	50	第一種	準防火	0.6	1.5



用途地域	記号	制限高さ (m)	制限される建築物からの距離 (m)	
			5m < L ≤ 10m	10m < L
第一種低層住居専用地域	3-2	3	(-) 3時間以上	2時間以上
	4-2.5	4.5	(-) 4時間以上	2.5時間以上
第一種中高層住居専用地域	3-2	3	(-) 3時間以上	2時間以上
	4-2.5	4.5	(-) 4時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域	3-3	3	(-) 3時間以上	2時間以上
	4-2.5	4.5	(-) 4時間以上	2.5時間以上
第一種住居地域	4-2.5	4.5	(-) 4時間以上	2.5時間以上
	4-2.5	4.5	(-) 4時間以上	2.5時間以上
近隣商業地域	5-3	5	(-) 5時間以上	3時間以上
	5-3	5	(-) 5時間以上	3時間以上

※ 制限として、商業・工業・準工業地域及び調整区域以上の高さがある建築物、再開発調整区域には、高さ制限はありません。
 ※ 第一種低層住居専用地域においては、新の高度が7mを超える建築物は地上2層以上の建築物、それ以外の地域においては、高さ10mを超える建築物が、上記の制限を受けます。
 ※ 足立区の緯度及び経度—北緯35°30' 東経139°48'